

吸収分割に関する事前開示事項
(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める書面)

2025 年 8 月 18 日

東京都港区芝五丁目 7 番 1 号
日本電気株式会社
取締役代表執行役社長 森田 隆之

当社は、NE S I Cホールディングス株式会社（本店所在地：東京都港区芝浦三丁目 9 番 1 4 号。以下「本承継会社」といいます。）との間で 2025 年 8 月 1 日付で締結した吸収分割契約（以下「本吸収分割契約」といいます。）に基づき、本吸収分割契約に定める当社の権利義務を本承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行うことといたしました。本吸収分割に関し、会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める事項は以下のとおりです。

1. 吸収分割契約の内容（会社法第 782 条第 1 項第 2 号）
別紙 1 のとおりです。
2. 吸収分割の対価についての定めがないことの相当性に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 1 号イ）
本吸収分割に際しては、本承継会社は吸収分割会社である当社に対して本承継会社の株式その他の財産の交付を行いませんが、本承継会社は当社の完全子会社であることから、当該対価の不交付は相当であると判断しております。
3. 新株予約権の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 3 号）
該当事項はありません。
4. 吸収分割承継会社の計算書類等に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 4 号）
 - (1) 吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表の内容
別紙 2 のとおりです。
 - (2) 吸収分割承継会社の成立の日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容
該当事項はありません。
 - (3) 吸収分割承継会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担そ

の他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

本承継会社は、当社と、当社の所有するNECネクサソリューションズ株式会社（以下「NECネクサソリューションズ」といいます。）の全株式及びNECネットエスアイ株式会社（以下「NECネットエスアイ」といいます。）の全株式を吸収分割により当社から承継することに関して、2025年5月15日付で、吸収分割契約書を締結しました。

その後、この吸収分割の効力発生により、本承継会社は、2025年7月1日付で当社の所有するNECネクサソリューションズの全株式及びNECネットエスアイの全株式を当社から承継しました。

5. 吸収分割会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象（会社法施行規則第183条第5号イ）

(1) 当社は、NECネットエスアイと、2025年3月4日開催の同社の臨時株主総会決議に基づいて行われた同社の普通株式の併合（2025年3月25日効力発生）により生じた当該普通株式の端数の合計数（ただし、会社法第235条第1項に基づき、1株に満たない端数は切り捨て）に相当する数である普通株式1株を、会社法第235条第2項により準用する同法第234条第2項に基づく当該普通株式の任意売却に係る裁判所の許可決定（以下「任意売却許可決定」といいます。）が得られることを条件として、当社がNECネットエスアイから1,682億946万7,800円（ただし、NECネットエスアイへの支払額は、当社が保有している当該普通株式の端数の代金相当分を相殺した1,282億9,085万6,100円）で買い受けることに関して、2025年4月2日付で、株式譲渡契約書を締結しました。

その後、NECネットエスアイが裁判所より任意売却許可決定を2025年4月23日付で得ましたので、当社は、同日付で上記普通株式1株を譲り受けました。

(2) 当社は、NECネクサソリューションズと、当社のSME事業（中堅中小企業向け事業及び中小自治体における職員向け業務支援、住民向けサービスを提供する事業をいいます。）を吸収分割によりNECネクサソリューションズに対して承継させることに関して、2025年4月22日付で、吸収分割契約書を締結しました。

その後、この吸収分割の効力発生により、当社は、2025年7月1日付で当社のSME事業をNECネクサソリューションズに承継させました。

(3) 当社は、本承継会社と、当社の所有するNECネクサソリューションズの全株式及びNECネットエスアイの全株式を吸収分割により本承継会社に対して承継させることに関して、2025年5月15日付で、吸収分割契約書を締結しました。

その後、この吸収分割の効力発生により、当社は、2025年7月1日付で当社の所有するNECネクサソリューションズの全株式及びNECネットエスアイの全株式を

本承継会社に承継させました。

(4) 当社は、2025 年 5 月 23 日に、当社が設定している退職給付信託の一部である 1,400 億円について返還を受けました。これに伴い、2026 年 3 月期の個別業績において、特別利益として退職給付信託返還益 527 億円を計上する見込みです。

(5) 当社は、2025 年 7 月 18 日に、下記のとおり無担保社債（サステナビリティ・リンク・ボンド）の発行を決定し、2025 年 7 月 25 日に発行しました。

（第 66 回無担保社債）

- | | |
|----------|------------------------|
| 1. 発行総額 | 20,000 百万円 |
| 2. 発行価格 | 各社債の金額 100 円につき金 100 円 |
| 3. 利率 | 年 1.387% |
| 4. 払込期日 | 2025 年 7 月 25 日 |
| 5. 償還期限 | 2030 年 7 月 25 日 |
| 6. 償還金額 | 各社債の金額 100 円につき金 100 円 |
| 7. 資金の使途 | 借入金返済資金、社債償還資金 |
| 8. 特約 | 社債間限定同順位特約 |

（第 67 回無担保社債）

- | | |
|----------|------------------------|
| 1. 発行総額 | 10,000 百万円 |
| 2. 発行価格 | 各社債の金額 100 円につき金 100 円 |
| 3. 利率 | 年 2.046% |
| 4. 払込期日 | 2025 年 7 月 25 日 |
| 5. 償還期限 | 2035 年 7 月 25 日 |
| 6. 償還金額 | 各社債の金額 100 円につき金 100 円 |
| 7. 資金の使途 | 借入金返済資金、社債償還資金 |
| 8. 特約 | 社債間限定同順位特約 |

6. 吸収分割の効力発生日以後における債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 183 条第 6 号）

(1) 吸収分割会社である当社の債務の履行の見込みについて

当社の貸借対照表における資産の額は負債の額を上回っております。また、本吸収分割後においても、当社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。さらに、本吸収分割後に当社の債務の履行に支障を及ぼすような事象は現在のところ予想されておりません。従って、当社の負担する債務については、本吸収分割の効力発生日以降も履行の見込みがあると判断いたします。

(2) 吸収分割承継会社である本承継会社が吸収分割会社である当社から承継する債務の履行の見込みについて

本承継会社の貸借対照表における資産の額は負債の額を上回っております。また、本吸収分割後においても本承継会社の資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれます。さらに、本吸収分割後に本承継会社の債務の履行に支障を及ぼすような事象は現在のところ予想されておりません。従って、本承継会社が当社から承継する債務については、本吸収分割の効力発生日以降も履行の見込みがあると判断いたします。

以 上

別紙 1 吸収分割契約書

(次頁以降に添付)



吸収分割契約書

日本電気株式会社（以下「甲」という。）及びNESICホールディングス株式会社（以下「乙」という。）は、甲が承継対象事業（第1条において定義される。）に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」という。）に関し、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（本吸収分割）

甲は、本契約の規定に従って、吸収分割の方法により、甲が営む道府県、市町村及び特別区向け国内消防防災事業のうち保守事業、プロダクト開発・製造事業及びサービス提供事業を除く事業（以下「承継対象事業」という。）に関して有する第3条第1項に定める権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。なお、プロダクト開発・製造事業及びサービス提供事業とは、消防防災事業固有のプロダクト（ハードウェア製品、ソフトウェア製品、サービス）の企画、設計、製造（カスタマイズを含む。）、開発のための投資及び共同研究（概念実証（PoC）を含む。）、ハードウェア製品の生産管理、サービス提供に関連する事業（サービス契約の締結を含む。）をいう。

第2条（当事者の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、次に掲げるとおりである。

（甲）吸収分割会社

商号：日本電気株式会社

住所：東京都港区芝五丁目7番1号

（乙）吸収分割承継会社

商号：NESICホールディングス株式会社

住所：東京都港区芝浦三丁目9番14号

第3条（本吸収分割により承継する権利義務）

- 乙が本吸収分割により甲から承継する資産、債務、契約その他の権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）は、別紙「承継対象権利義務明細表」記載のとおりとする。なお、承継対象権利義務の承継につき、裁判所、監督官庁その他の司法機関・行政機関又は自主規制機関の許認可その他の承認等を要するものについては、本効力発生日（第6条において定義される。以下同じ。）までに当該許認可その他の承認等が得られることを条件として承継する。また、承継対象権利義務のうち、本吸収分割の効力による権利義務の移転が生じないものがある場合、甲及び乙は、当該権利義務の移転のために必要な手続を別途行い、当該手続の完了をもって当該権利義務を移転する。
- 承継対象権利義務のうち債務については、本効力発生日において、乙が免責的債務引受の方法によりこれを引き受ける。疑義を避けるために付言すると、上記以外の一切の債務（不法行為債務及び潜在債務その他の偶発債務又は簿外債務を含むが、これらに限られない。）は、承継対象事業に関連するか否かにかかわらず、乙に一切承継されない。

第4条（本吸収分割に際して交付する株式及び金員等）

乙は、本吸収分割に際して、甲に対し、金銭等の対価を交付しない。

第5条（増加する資本金及び準備金の額）

本吸収分割により、乙の資本金及び準備金は増加しない。

第6条（効力発生日）

本吸収分割がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2025年10月1日とする。但し、本吸収分割の手続の進行上の必要性その他の事由により必要がある場合には、甲乙協議の上合意することにより、本効力発生日を変更することができる。

第7条（競業禁止義務）

甲は、本効力発生日以降においても、承継対象事業に関し、会社法第21条に基づく競業禁止義務を負わない。

第8条（株主総会決議）

1. 甲は、会社法第784条第2項の規定に基づき、会社法第783条第1項に定める株主総会の承認を得ることなく本吸収分割を行うものとする。
2. 乙は、会社法第796条第1項の規定に基づき、会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ることなく本吸収分割を行うものとする。

第9条（本吸収分割の条件の変更及び本契約の解除）

本契約の締結日から本効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合は、甲乙協議の上合意することにより、本吸収分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条（準拠法及び管轄裁判所）

1. 本契約は、日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈される。
2. 本契約に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第11条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本吸収分割に際し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上これを定める。

（以下余白）

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、各当事者がそれぞれ署名又は記名押印の上、各1通を保有する。

2025年8月1日

甲： 東京都港区芝五丁目7番1号
日本電気株式会社
取締役代表執行役社長兼 CEO 森田 隆之



乙： 東京都港区芝浦三丁目9番14号
NESICホールディングス株式会社
代表取締役社長 牛島 祐之



別紙 承継対象権利義務明細表

NESICホールディングス株式会社（乙）は、日本電気株式会社（甲）から、本効力発生日において、承継対象事業に関する、本効力発生日の前日の終了時（以下「基準時」という。）における以下の権利義務（資産、負債及び契約上の地位を含む。）を承継する。但し、甲及び乙は、本契約の締結日以降基準時までの間に、以下の権利義務のうち承継対象事業のみに関連するものとして乙に承継すべき権利義務が存在することが判明した場合には、当該事項の取扱いについて誠実に協議する。

なお、これらの承継対象資産及び負債については、甲の2025年3月31日付貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、基準時までの増減を加味して確定する。また、下記に記載の金額はいずれも、当該貸借対照表による。

1. 資産

基準時時点で甲が所有する承継対象事業に関連する以下の資産

(1) 流動資産

(a) 承継対象事業に関連する貯蔵品

(2) 有形固定資産

(a) 承継対象事業に関連する建物付属設備

(b) 承継対象事業に関連する器具・備品

(3) 投資その他の資産

(a) 東大阪消防PFIサービス株式会社の株式（(i)乙が甲から当該株式を取得すること及び(ii)NEC ネットエスアイ株式会社が乙から当該株式を取得することの両方について、基準時までに東大阪消防PFIサービス株式会社からの承認を得られた場合に限る。基準時までに当該承認を得られなかった場合には、当該株式は承継対象とならない。）

(b) 承継対象事業に関連する貸付金

(4) 下記3に定める雇用契約に関して基準時時点で甲が所有する資産（下記3但書の規定により承継対象となった場合に限る。）

2. 債務

下記3に定める雇用契約に関して基準時時点で甲が負担する債務及び負債（下記3但書の規定により承継対象となった場合に限る。）

3. 雇用契約

本吸収分割においては、甲の従業員との間の一切の雇用契約及びこれに付随する権利義務、並びにかかる従業員の退職給付に係る資産及び債務は、一切承継されない。但し、会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（平成12年5月31日法律第103号。その後の改正も含む。）第4条第1項に基づき甲に異議を申し出ることができる従業員が異議申出を行った場合、当該従業員との間の一切の雇用契約及びこれに付随する権利義務、並びにかかる従業員の退職給付に係る資産及び債務は本吸収分割により承継される。

4. 契約（雇用契約を除く。）

本吸収分割においては、甲が締結している一切の契約及びこれに付随する権利義務は、一切承継されない。

以上



別紙2 吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表の内容

貸借対照表

2025 年 5 月 14 日時点

会社名：NESICホールディングス株式会社

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
現金及び預金	10,000,000 円	資本金	10,000,000 円
合計	10,000,000 円	合計	10,000,000 円